

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第23号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和36年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「100分の124以上100分の315以下」を「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の315以下」に改め、同項第2号中「100分の105以上100分124未満」を「6月に支給する場合には100分の105以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の107.5以上100分の126.5未満」に改め、同項第3号中「100分の101」を「6月に支給する場合には100分の101、12月に支給する場合には100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の101未満」を「6月に支給する場合には100分の101未満、12月に支給する場合には100分の103.5未満」に改め、同条第7項第1号中「100分の50以上」を「6月に支給する場合には100分の50以上、12月に支給する場合には100分の52.5以上」に改め、同項第2号中「100分の48」を「6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5」に改め、同項第3号中「100分の48未満」を「6月に支給する場合には100分の48未満、12月に支給する場合には100分の50.5未満」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の315以下」を「100分の125.25以上100分の315以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の105以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の107.5以上100分の126.5未満」を「100分の106.25以上100分の125.25未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の101、12月に支給する場合には100分の103.5」を「100分の102.25」に改め、同項第4号

中「6月に支給する場合には100分の101未満、12月に支給する場合には100分の103.5未満」を「100分の102.25未満」に改め、同条第7項第1号中「6月に支給する場合には100分の50以上、12月に支給する場合には100分の52.5以上」を「100分の51.25以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5」を「100分の49.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の48未満、12月に支給する場合には100分の50.5未満」を「100分の49.25未満」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則は、令和7年4月1日から適用する。